処分基準(公表用)

様式第4号

所管部(局)・課 農林水産部 水産課

| | | | | | <u></u> | <u> 「管部(局)・課 農林</u> を | 水産部 | 水産課 |
|---|--|-----------|-----------------|-------|---------|-----------------------|-----------|-----|
| 法令名 | | 佐賀県漁業調整規則 | | | 法令番号 | 令和2年佐賀県規則第 | 等 63 号 | • |
| 手続名 | | 船舶に対する停泊命 | 令 | | 根拠条項 | 第 48 条 | | |
| 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分 行為をしたと認めるときは、漁業法第131条第1項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及 を指定して停泊を命ずることができる。 1 停泊命令の時期 停泊命令の時期は、聴聞が終わった日から原則として1か月以内とする。 2 停泊港 停泊命令にかかる停泊港は、原則として当該船舶の主たる根拠地とする。 3 悪質な違反行為の場合の処分 漁業監督吏員に対し悪質な抵抗をした場合は、所定の日数を付加する。 連 対応 1 聴聞の実施 処理 水産課 交付 水産課 目次 | | | | | | | | |
| 対応 区分 | | | 処理 水産課 機関 | 交付 機関 | 水産課 | | 目次 No. | 1 2 |